

庁舎清掃業務委託仕様書

契約番号 9506300010 佐賀東部水道企業団庁舎清掃業務委託

1. 佐賀東部水道企業団（以下「甲」という。）の清掃業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

この仕様書は、作業の大要を示すものであるが、甲が建物管理上又は美観上特に必要と認めた軽微な作業については、本書に定められていない事項についても、契約金額の範囲内において実施するものとする。

2. 委託期間

令和6年6月1日から令和9年5月31日までとする。

3. 清掃場所

①佐賀東部水道企業団本庁	佐賀市兵庫町大字西湊1960-4
②三養基営業所	三養基郡みやき町大字東尾737-5
③北茂安浄水場	三養基郡みやき町大字江口3986-1
④基山浄水場	三養基郡基山町大字園部1682-3

4. 清掃方法及び作業日時

清掃方法及び作業日時は、別表①～④のとおりとする。

5. 支払方法

この契約に基づく契約金額は、月払いとする。当月末締め翌月末払いとし、毎月15日までに受託者（以下「乙」という。）が提出する請求書により、甲は月末に支払うものとする。

6. 清掃計画及び実施報告

- (1) 毎日行う上記作業は別途実施計画を提示し、予め甲の承認を得るものとする。
- (2) 作業を終了したときは報告するものとする。

7. 清掃機械器具及び諸材料等

- (1) 作業に使用する機械器具及び諸材料等は、床壁面塗料を損壊することのない適正良質のものをを用いるものとする。
- (2) 作業に使用する機械器具及び諸材料等一切は乙の負担とし、電力、水道及びガス使用料は甲の負担とするものとする。

8. 作業中の危険及び物品等の損傷防止

- (1) 高所及び通路上における作業の場合は、執務に支障をきたさないようにするとともに、職員及び通行人の安全を確保するための措置を講ずるものとする。
- (2) 作業のため、机及びその他の物品を移動にあたっては、損傷しないように取り扱い、作業終了後は元の位置に復するものとする。
- (3) 各室、廊下及び玄関等の床面その他設備品に破損があった場合は、直ちに所属長に連絡し、管理に万全を期するものとする。

9. 基本的な清掃方法

- (1) 掃き掃除は、ほこり等をたてない方法にて行うものとする。
- (2) 水拭き掃除は常に清水を用い、汚水を飛散させることのないようにモップ布巾は、堅くしぼって使用するものとする。
- (3) ガラス器具、鏡、陶器類及び真ちゅう、ステンレスその他金属類等の清掃仕上げは、良質の乾布を使用するものとする。
- (4) 床面及びその他の場所で洗浄を行った場合は、汚水、洗剤及び水分を完全に拭き取り乾燥した後に、樹脂ワックス塗布仕上げをするものとする。
- (5) 床面等の汚れは、洗剤を用いて汚痕の生じないようにするものとする。

別 表 ①

仕様書第4項に定める清掃場所及び清掃方法

(本庁舎)

作業は、原則として甲の開庁日のうち月曜日、水曜日及び金曜日に行い、17時までに終了するものとする。

作業は、効率的かつ迅速に行い疎漏のないようにするものとする。

	内 訳	回 数
1	玄関出入り口のガラス水拭き及び空拭き	週3日
2	玄関マット除塵掃除、ホール除塵及び水拭き	〃
3	廊下、階段、手摺りの水拭き及び空拭き	〃
4	宿直室清掃	〃
5	灰皿清掃（共用区域）	〃
6	湯沸室、床面タイルクリーナー清掃	〃
7	洗面所、鏡、空拭き、洗面所薬品清掃	〃
8	便所薬品清掃、床面、腰、クリーナー清掃	〃
9	ロビー、廊下、各階段ダスキンの清掃	〃
10	外回り（軽微な清掃）、犬走り清掃	〃
11	会議室、委員会室は甲の指示する日	
12	各事務室ダスキンの清掃	週1回
13	カーペット室除塵（真空掃除機）	〃
14	会議室ダスキンの清掃	使用前後
15	全庁舎床面表面洗浄樹脂ワックス仕上げ	年3回
16	全庁舎のガラス拭き	年1回

別 表 ②

仕様書第4項に定める清掃場所及び清掃方法

(三養基営業所)

作業は、原則として甲の開庁日のうち、金曜日に行い、
17時までに終了するものとする。

作業は、効率的かつ迅速に行い疎漏のないようにするものとする。

清 掃 場 所	清掃方法	実施回数
全館	床面掃き清掃 (便所清掃 月 2 回)	月 2 回
全館	窓ガラス清掃	年 1 回
全館	床ワックス清掃	年 2 回

別 表 ③

仕様書第 4 項に定める清掃場所及び清掃方法

(北茂安浄水場)

作業は、原則として甲の開庁日のうち、火曜日及び木曜日に行い、17時までには終了するものとする。

作業は、効率的かつ迅速に行い疎漏のないようにするものとする。

清 掃 場 所	清掃方法	実 施 回 数
全 館	日常清掃	週 2 回
1 階	床面水拭き樹脂ワックス仕上げ (必要に応じ床面クリーニング 樹脂ワックス仕上げ)	年 4 回
2 階	同 上	月 2 回
2 階 会 議 室 4 階 ・ 全 階 段	同 上	月 1 回
全 館	窓ガラス清掃	年 2 回

別 表 ④

仕様書第4項に定める清掃場所及び清掃方法

(基山浄水場)

作業は、原則として甲の開庁日のうち、月曜日に行い、

17時までに終了するものとする。

作業は、効率的かつ迅速に行い疎漏のないようにするものとする。

清 掃 場 所	清掃方法	実施回数
2 階	床面掃き清掃 (便所清掃 月 2 回)	月 2 回
2 階	床面ワックス仕上げ	年 6 回
本 館 の み	窓ガラス清掃	年 2 回